

保険料の内訳

組合員の保険料(月額)は、下記の【基礎賦課額】と【後期高齢者支援金賦課額】の合計です。なお、介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)につきましては、【介護納付金賦課額】が加算されます。各賦課額は、所得割額、均等割額および平等割額の合算額です。合算額が賦課限度額を超える時は限度額が上限となります。

	基礎賦課額	後期高齢者支援金賦課額	介護納付金賦課額 (40～65歳未満の被保険者)
所得割料率 ※	8.50%	5.00%	3.40%
均等割(被保険者割) (被保険者1人あたり)	6,000 円	2,800 円	3,100 円
平等割(世帯割) (1世帯あたり)	5,000 円	1,950 円	1,700 円
賦課限度額	52,500 円	15,833 円	14,166 円
後期高齢者組合員	6,500 円	—	—

(令和2年4月1日改正)

※ 所得割については、所得調査により1月から9月までは前々年分の、10月から12月までは前年分の、家族全員の課税標準額総額に料率を乗じて計算します。なお、10月から翌年3月までの所得割料率は、組合格約に基づきその確定時に決定します。

よって、4月から9月は2018年分の確定申告に基づく、10月から令和3年9月までは2019年分の確定申告に基づく課税標準額に料率を乗じて算定します。

※ 課税標準額を申告いただけない方につきましては、賦課限度額を上限に賦課させていただきます。

※ 新しく加入される場合は、その方の所得証明書を加入申込書に添付のうえお申し込みください。